

運用 2（農業基盤整備促進事業）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 2 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 2 第 1 から第 11 までの規定、別表 1 及び別表 2 並びに別記様式第 1 号から第 4 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 10 の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 6 の 1	地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長
第 6 の 2、第 7 の 1、第 8 の 2 及び 4 並びに第 11 の 6 (2)	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
第 9 の 1	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号）	沖縄振興公共投資交付金交付要綱別表 2
第 9 の 3 (2)	1 ヘクタール（北海道にあつては 3 ヘクタール）	1 ヘクタール
第 11 の 6 (3)	地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあつては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合	内閣府沖縄総合事務局長が農林水産省農村振興局長と協議して特にやむを得ないと認める場合
第 11 の 9	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）第 13 の規定	沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号）第 14 の規定
別記様式第 2 号、第 3 号及び第 4 号	農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第 2 号	第 6 に基づき	農業基盤整備促進事業に係る運用第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 2 第 6 に基づき
別記様式第 3 号	第 7 に基づき	農業基盤整備促進事業に係る運用第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 2 第 7 に基づき

別記様式第 4 号	第 8 に基づき	農業基盤整備促進事業に係る 運用第 2 において準用する農 山漁村地域整備交付金実施要 領別紙 1 運用 2 第 8 に基づき
-----------	----------	--

第 2 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農業基盤整備促進事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。